

せとまちサポーター設置要綱

(設置)

第1条 せとまちブランディング戦略に基づき、市民がSNS等を活用し、主体的に瀬戸市の魅力を広く発信することにより、認知度の拡大や市民の誇りと愛着の醸成を図るため、せとまちサポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 サポーターは、次に掲げる活動を行うこととする。

- (1) 本市の魅力である「自然と共生しながら育まれてきたものづくり文化」、「やきものづくりとも深く関わってきた里山」等の魅力をSNS等を活用して広く発信すること。
- (2) 本市の主催する催し等へ参加し、SNS等を活用して広く発信すること。
- (3) その他市長が必要と認める活動

(要件)

第3条 サポーターは、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 本市に対して愛着を持っている者であること。
- (2) 本市の魅力を理解し、SNS等を活用し、主体的に発信していくことができる者であること。

(登録)

第4条 サポーターとして登録しようとする者は、せとまちサポーター登録申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 サポーターは、登録に際して、市が実施する所定の講習を受講しなければならない。
- 3 市長は、サポーターとして登録した者に、せとまちサポーター会員証(様式第2号)を発行するものとする。

(任期)

第5条 サポーターの任期は、定めないものとする。

(登録内容の変更)

第6条 サポーターは、登録の内容に変更が生じた場合は、せとまちサポーター登録変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録解除)

第7条 サポーターは、登録を解除しようとするときは、せとまちサポーター登録解除届(様式第4号)を市長に提出するとともに、会員証を返還しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当

するときは、登録を解除することができる。

- (1) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があると認められるとき。
- (2) サポーターとして不適格な表現又は言動があり、サポーターとしての適格性を欠くに至ったとき。
- (3) サポーターとして1年以上、SNS等を活用した発信がないとき。

(投稿写真)

第8条 サポーターがSNS等に投稿した写真は、本市が行うPR活動に限り、サポーターの使用許可を得なくても、ポスター、チラシ、ホームページ等で使用することができるものとする。

(報酬等)

第9条 サポーターに対する報酬及び活動に係る経費は支給しない。

(守秘義務)

第10条 サポーターは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。登録を解除した後も同様とする。

(庶務)

第11条 サポーターに関する庶務は、市長直轄組織シティプロモーション課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

せとまちサポーター登録申込書

（宛先）瀬戸市長

私は、せとまちサポーターの趣旨を理解し、せとまちサポーターに登録します。

氏名	(フリ仮名)
住所	〒
生年月日	昭和 平成 年 月 日 生
連絡先	電話番号： メールアドレス： 使用するSNS： 使用するSNSのID又はアカウント：

※ご記入いただいた個人情報につきましては、せとまちサポーター活動に関することのみ
に利用します。

様式第2号（第4条関係）

せとまちサポーター 会員証



会員番号	
氏名	

上記の者は、せとまちサポーターであることを証明します。

年 月 日

瀬戸市長

印

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

せとまちサポーター登録変更届

（宛先）瀬戸市長

私は、せとまちサポーターの登録を変更したいので、届け出ます。

変更事項	会員番号	
	氏名	(フリ仮名)
	住所	〒
	生年月日	昭和 平成 年 月 日 生
	連絡先	電話番号： メールアドレス： 使用するSNS： 使用するSNSのID又はアカウント：
変更日		年 月 日

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

せとまちサポーター登録解除届

（宛先）瀬戸市長

私は、せとまちサポーターの登録を解除したいので、届け出ます。

会員番号	
氏名	(フリ仮名)
住所	〒
生年月日	昭和 平成 年 月 日 生
連絡先	電話番号：
	メールアドレス：
解除日	年 月 日